

## 茂原市農業委員会第9回総会議事録

- 1 開催日時 平成28年9月23日(金) 午後13時30分から
- 2 開催場所 茂原市役所102議室
- 3 出席委員 24名
  - 1番 北田 茂
  - 2番 日吉利 一
  - 3番 井上 幹男
  - 4番 高山 多聞
  - 5番 湯浅 公夫
  - 6番 風戸 茂樹
  - 7番 蕨 直邦
  - 8番 秋山 芳廣
  - 9番 杉浦 文子
  - 10番 光橋 正人
  - 11番 中田 文昭
  - 12番 渡邊 滋樹
  - 13番 高橋 英二
  - 14番 秋葉 仁喜
  - 15番 浦島 京子
  - 16番 鬼島 一郎 (第二小委員長)
  - 17番 佐藤 栄作
  - 18番 三橋 弘明
  - 19番 古山 光雄
  - 20番 熊切 秀雄
  - 21番 加藤 古志郎 (会長)
  - 22番 大塚 優
  - 23番 鈴木 幸雄 (第一小委員長)
  - 24番 鵜澤 和行
  - 25番 丸島 正昭
  - 27番 石井 利明 (職務代理者)
- 4 欠席委員
  - 26番 麻生 重和
- 5 事務局職員 5名
  - 事務局長 吉田 茂則
  - 局長補佐 三階 英幸
  - 係長 平野 孝幸
  - 係長 東條 成男
  - 主事 斉藤 直也
- 6 会議に付した議案
  - ・農地法第3条の規定による許可申請について 4件
  - ・農地法第4条の規定による許可申請について 2件
  - ・農地法第5条の規定による許可申請について 11件
  - ・平成28年8月24日開催 第7回総会保留議案農地法第5条の規定による許可申請について 3件
  - ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)

## 7 報告

農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
軽微な農地改良の届出について  
その他

## 8 総会要旨

局長

ただ今から農業委員会総会を開催いたします。本日は第9回総会にご参集いただきましてありがとうございます。本日の議事案件は、3条申請4件、4条申請2件、5条申請が1件取下げられ10件、8月保留議案が2件取下げられ1件の合計17件となります。その他利用集積、報告事項がございます。現地調査につきましては、20日に第2小委員会で行っております。欠席ですが、麻生委員が所要のため欠席です。これから議事に入らせていただきます。会議規則によりまして、会長が議事の進行をするということになっておりますので、加藤会長よろしく申し上げます。

会長

それでは、ただいまから総会を始めたいと思います。さて、議事に入る前に本日の議事録署名人についてこちらで指名させていただいてよろしいでしょうか。(異議なしの声) 本日の議事録署名人は10番光橋委員と11番中田委員にお願いしたいと思えます。議案の説明及び書記は事務局にお願いします。それでは農地法第3条の許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。

それでは初めに法目の営農型太陽光発電システムに係る許可申請についてご説明いたします。こちらの案件は3条の1号議案及び2号議案、4条の5号議案、及び5条の7号議案で一体計画となります。

申請者は習志野市の★★さんでございまして、法目の★★さんから3条及び5条の一時転用により農地を借り受け、また4条の一時転用により自己所有の土地と合わせて権利を設定し、営農型太陽光発電システム用地としようとするものでございます。

まず農地法第3条に係る1号議案及び2号議案についてご説明いたします。申請地は法目字蒲堀下地先、畑411㎡でございまして、1号議案についてはパネル下部の営農部分、2号議案については農地の空中部分に区分地上権の設定をしようとするものでございます。賃借人は習志野市の★★さん、賃貸人は法目の★★さんでございまして。申請理由としましては、賃借人については、農業経営規模の拡大、賃貸人については農業経営規模の縮小とのことであります。栽培する作物は小松菜を計画しております。また、生産物の処理方法としては、JA長生及びJAちばみらい白井支社さんに出荷する計画となっております。

次に3条許可基準であります。1号議案に関する全部効率利用要件につきましては、機械の保有については小型耕運機を1台所有、軽トラ1台をリースにより確保しており、労働力については本人と臨時で母親と弟の2人が従事する計画となっております。農作業常時従事要件に関しては160日の計画となっております。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業が行われるものと思われまます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

なお2号議案に係る営農型太陽光発電システムの下部の空中部分に係る許可の判断については、3条2項ただし書きに該当するため、同項各号の全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件などの各要件を満たす必要はありません。処理基準においては、権利が設定される農地及びその周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがなく、かつ当該農地における賃借人等の権利者の同意を得ていることとなっておりますので、これらの要件を満たしていると思われまます。3条に関しては、以上で

ございます。

続きまして一体計画であります農地法第4条の規定による許可申請の5号議案及び農地法第5条の規定による許可申請の7号議案であります。これらは営農型発電システム用地に関する一時転用申請であります。権利者が同一なので一括して説明いたします。なお、本申請地は平成28年6月22日の農業委員会総会で不許可の決定をし県に進達しましたが8月5日付けで申請の取下願がされ8月22日付けで受理通知を出しております。

申請地は法目字蒲堀下地先他1筆、畑1020㎡であり習志野市の★★さんが自己所有の農地及び法目の★★さんより土地を借受け、太陽光パネルの設置をする申請であります。計画としましては、太陽光パネル216枚、支柱60本であります。1枚のパネルの大きさは約196センチ×99センチで、パネルの集合体を5箇所設置し、パネルの高さは地上から2m～2.5m（支柱の間隔は3.5m）の計画であります。隣接の農地所有者は1人おり同意を得ております。排水は雨水のみで自然浸透であり、また、両総土地改良区より農地の一時転用に係る同意書が提出されております。

次に転用許可基準であります。立地基準につきましては申請地は土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であるため第1種農地と判断され、原則として許可できない農地であります。第1種例外として農地法施行令第10条及び第18条第1項第2号の仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであることに当てはまり、例外的に許可できる農地であります。一般基準については、添付すべき必要書類で確認をしております。

会長 説明が終わりました。小委員会の報告をお願いいたします。

第2 本申請は6月の総会で不許可になった案件と同じ場所で申請者が違うだけであります。小委員会では賛否分かれてましたが総会で幅広く意見を聞き判断することになりました。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 営農出来るか疑問であります。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 現地は荒れている状況であり、あれを耕作出来る状態にするにはかなりの費用や手間が掛かる。今回は申請者が違うだけであれば前回の6月に不許可で今回をOKとするのは如何なものかと思えます。許可相当にはならないのではないかと。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 申請者は農業をやっているのですか。習志野から茂原に来て営農出来るのですか。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 現地は草が生えている状況です。申請者は習志野の写真関係の仕事を行っており、母は脑梗塞で倒れたことがあり、歩くのがやつの状態で、弟は農業をやっているようには見えない。営農は難しいのではないですか。

会長 他にご意見ございますか。★★委員いかがですか。

- ★★委員 本申請地について法人による申請が不許可で個人による申請が許可というのは難しいのではないかと。今、聞いた申請農地の状況や農業従事者等の状況からすると営農出来きるとは思えない。茂原市内での営農型太陽光発電を行う場合の基準等が必要ではないか。申請者は営農型太陽光発電の規制をよく知らないのではないかと。申請者へその辺のケアが必要であり単収の8割以上を上げるのは難しいのではないかと。
- 会長 ★★委員いかがですか。
- ★★委員 習志野からどうやって耕作に来るのか。本申請地は6月の不許可から間もないので議論が必要である。大網白里市や八街市で営農型太陽光発電を実施している。本当の営農とはどういうものなのか、申請者は本当に出来るのか分からない。
- 会長 ★★委員いかがですか。
- ★★委員 ソーラーシェアリングの必要性や耕作放棄地の解消を考えなくてはならないと思います。農地には排水の悪いところもあります。太陽光パネルには反射もある。農地を貸した人は高齢や健康の問題により農業が出来なくなっている。今後の対応のあり方を考える必要があると思います。
- 会長 6月の営農型太陽光発電の申請者は★★で今回は元々農家である人が営農型太陽光発電の申請を行った。営農型はハードルが高い。営農の継続が本当に出来るのか。習志野からこちらに来て営農をきちんとやり単収の8割を上げる。太陽光パネルの下で年数回草刈を行えばよいと思っているのではないかと。申請者は営農のことまで良く知らないのではないかと。
- 会長 ★★委員いかがですか。
- ★★委員 習志野から茂原に耕作に来てガソリン代が掛かり利益にならないのではないかと。
- ★★委員 営農が出来なければ現状復旧しなければならない。そのようなことになれば申請者にも負担が掛かってしまうと思います。
- 会長 他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは1号議案、2号議案、5号議案、7号議案については取下げ指導とすることでよろしいでしょうか。(意義なしの声) それではそのようにさせていただきます。申請者が営農型太陽光発電について理解出来るように指導することとします。  
それでは3号議案から事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは3号議案でございます。申請地は三ヶ谷字南谷地先外3筆、田3547㎡を売買しようとする申請でございます。申請人は買受人が長生村の★★さん、売渡人が下永吉の★★さんであります。申請理由といたしましては、買受人については経営規模の拡大のため、売渡人については経営規模の縮小のためとのことであります。  
次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、それぞれ機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われま。農作業常時従事要件につきましては、世帯で400日従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、それぞれ50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われま。添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

続きまして4号議案でございます。申請地は長尾字内谷地先外1筆、田んぼ287の内26㎡、畑738の内40㎡に地役権の設定をしようとする申請でございます。

「地役権」というのは、簡単に説明しますと自己の土地利用の便益のため他人の土地を利用するための権利のことで、主に他人の土地を通路として利用する場合や、用水路の設置の際などに必要となります。申請人は、賃借人が東金市の★★さん、賃貸人は長尾の★★さんでございます。申請理由としましては申請地には昭和43年の団体営事業で造成されたパイプ管が埋設されており、権利設定されないまま使用している状態になっていたため、その保護のために地役権の設定をしたいとのことでございます。

次に3条許可基準でございますが、地役権の設定に係る3条許可の判断については、営農型太陽光における農地の空中部分に関する権利設定と同様の考え方でございまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件などの各要件を満たす必要はなく、権利が設定される農地及びその周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがなく、かつ、当該農地における賃借人等の権利者の同意を得てればよいことになっておりまして、これらの要件は満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。以上でございます。

会長

説明が終わりました。小委員会の報告をお願いいたします。

第2  
小委員長

審議の結果、3号議案は許可ですが総会で地元農業委員の意見を聞くということになりました。4号議案は許可になりましたので報告いたします。

会長

それでは順次審議に入らせていただきます。3号議案です。現地調査しています。★★委員いかがでしょうか。

★★委員

申請者は住所が長生村ですが耕作してくれれば許可で良いと思います。

会長

★★委員いかがですか。

★★委員

本当に耕作してくれるのか分からない。本人に確認した方が良いのではないかと。

第2  
小委員長

地元の★★委員が本日出席出来ないということで事前に確認したところ、申請者が耕作してくれれば許可で良いということでした。

会長

3号議案ですが小委員会の報告どおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは3号議案については、許可ということで決定いたします。

次は4号議案です。★★委員が議事参与の制限を受けますので退席願います。(★★委員退席) それでは現地調査しています。★★委員いかがですか。

★★委員

地役権の設定ということですので許可で良いと思います。

会長

★★委員いかがですか。

★★委員

かなり昔に埋設したものですので許可で良いと思います。

会長

4号議案ですが小委員会の報告どおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは4号議案については、許可ということで決定いたします。

次は農地法第4条の規定による許可申請の6号議案及び関連のある農地法第5条の15号議案について事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは6号議案であります。申請地は八千代1丁目地先、畑390㎡であります。町保の★★さんが貸駐車場用地とする申請であります。土地選定理由としましては、八千代1丁目の利便性の良い場所にあり需要が見込めるためとのことであります。排水は雨水のみで自然浸透とし、オーバーフロー分に関しては西側側溝に放流するものであります。また、申請地に関してはすでに駐車場として利用されていることから始末書の提出がされております。他法令の申請はありません。

次に転用許可基準であります。立地基準につきましては申請地は用途地域内です。第3種農地と判断され原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして15号議案であります。申請地は八千代1丁目地先、畑391㎡であります。八千代の★★さんが町保の★★さんより土地を買受けて駐車場用地とする申請であります。土地選定理由といたしましては、買受人であります★★さんは現在当該申請地の隣接地において飲食業を営んでおりますが、既存の土地においてはお客様用のスペースが4台分しかなく、恒常的に駐車場が不足しているためとのことであります。計画としましては、駐車場14台分用地とするものであります。排水は雨水のみで自然浸透とし、オーバーフロー分に関しては西側側溝に放流するものであります。隣接農地所有者は1名おられますが、今回の譲渡人です。また、申請地に関しては、すでに駐車場として利用されていることから始末書の提出がされております。他法令の申請はありません。

次に転用許可基準でございます。立地基準につきましては、申請地は用途地域内です。第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

会長

小委員会の報告をお願いいたします。

第2  
小委員長

審議の結果、6号議案許可相当、15号議案許可相当になりましたので報告いたします。

会長

6号議案、15号議案です。★★委員いかがですか。

★★委員

周辺は店などがあり農地より駐車場で使用した方が良いので、許可で良いと思います。

会長

6号議案、15号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは許可相当ということに決定いたします。

次は農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。

8号議案であります。申請地は下太田字駒形地先外1筆、畑1060㎡であります。下太田の★★さんが下太田の★★さんより土地を借り受けて、資材置場用地とする申請であります。土地選定理由としましては賃借人は新規事業としてエコクリーン(株)より木製チップを仕入れ販売する計画であり、申請地はそれを製造している敷地に隣接しており、チップの運搬が容易でありまた山林で囲まれているためチップの飛散防止等条件が良いためとのことであります。計画としましては現況地盤より3m～4mほど切土し全面土間コンクリートを敷設するものであります。排水に関しては雨水のみであり土地の周囲にU字溝を設置し、南側の道路側溝へ放流するものであります。新

治土地改良区より排水同意書が提出されております。隣接同意が必要な農地はありません。また、他法令に関する申請については、排水接続工事のための法定外公共土木工事施行許可書が市の土木管理課より下りております。

次に許可基準であります。申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となり得る農地であります。一般基準については、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認しております。

続きまして、10号議案であります。申請地は下永吉字沢尻地先、畑396㎡、仮換地地番大芝土地区画整理事業35街区地先、面積216㎡であります。

高師の★★さんが下永吉の★★さんより土地を買受け専用住宅用地とする申請であります。土地選定理由としましては、申請地は住環境が良く通学・通勤に便利なためとのこととあります。建築としましては、木造・2階建て・専用住宅・建築面積122.55㎡が1棟であります。排水は西側公共下水に接続する計画であります。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はありません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地であります。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして、11号議案であります。申請地は大芝字二西割地先、田298㎡、仮換地地番大芝土地区画整理事業35街区地先、面積199㎡であります。八街市の★★さんが大芝の★★さんより土地を買受け専用住宅用地とする申請であります。土地選定理由としましては、申請地は交通及び買い物等便利なためとのこととあります。建築としましては、軽鉄・2階建て・専用住宅・建築面積105.13㎡が1棟であります。排水は東側公共下水に接続する計画であります。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はありません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして、12号議案であります。申請地は木崎字川田地先外2筆、田346㎡、仮換地地番大芝土地区画整理事業44街区地先、面積190㎡であります。白子町の★★さんが千代田町の★★さんから土地を買受け専用住宅用地とする申請であります。土地選定理由としましては、ライフラインの整備も整っており価格が適正であるためとのこととあります。建物としましては、木造・2階建て・専用住宅・建築面積105.98㎡が1棟であります。排水は東側公共下水道に接続する計画であります。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして、13号議案であります。申請地は木崎字川田地先外6筆、田1031㎡、仮換地地番大芝土地区画整理事業45街区地先、面積590㎡であります。千葉市の★★さんが大芝の★★さんより土地を買受け長屋住宅用地とする申請であります。土地選定理由としましては、申請地は駅から2kmと近く長屋住宅として立地、規模等が最適なためとのこととあります。建築としましては、木造・2階建て・長屋住宅・建築面積374.39㎡が1棟であります。排水は東側公共下水に接続する計画であります。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はありません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして、14号議案であります。申請地は木崎字川田地先外3筆、田283㎡、畑122㎡、仮換地地番大芝土地区画整理事業48街区地先、面積232㎡であります。長南町の★★さんが君津市の★★さんより建売分譲住宅1棟を買受け、専用住宅用地とする申請であります。土地選定理由としましては、申請地は住環境、交通アクセス、インフラも整備されており最適であるためとのことであります。建物としましては、木造・2階建て・専用住宅・建築面積115.51㎡が1棟であります。排水は南側公共下水道に接続する計画であります。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はありません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地であります。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして16号議案であります。申請地は本小轡字上之原羽黒地先、田350㎡、畑1339㎡及び一体利用する農地以外の土地881㎡であります。東金市の★★さんが本小轡の★★さんより土地を買受けて建売分譲9区画用地とする計画であります。土地選定理由としましては、環境・場所及び地形が良いためとのことであります。計画としましては、木造・2階・128.35㎡を9棟建設し、建売分譲9区画を販売するものであります。排水については、各戸建設敷地内に合併浄化槽を設置し処理後、開発内の公衆用道路沿いに設置するU字溝へ流し、北側既存の道路側溝に放流する計画であります。両総用水東郷維持管理組合に対して、排水同意申請書の提出がされております。隣接の農地所有者に関しては、譲渡人以外はおりません。他法令に関しては宅地開発事前協議申出書が市の都市計画課に提出されており、また側溝布設替及び道路横断工事については市の土木管理課より承認されております。

次に転用許可基準であります。立地基準については、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となり得る農地であります。一般基準については、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をしております。

続きまして17号議案であります。申請地は長尾字立ヶ腰地先、田337㎡、仮換地地番ゆたか土地区画整理事業26街区地先、面積165㎡であります。高師の★★さんが長尾の★★さんから土地を買受けて建売分譲1棟用地とする申請であります。土地選定理由としましては、申請地はスーパー・コンビニ・ホームセンターなどに近く住環境としては良好なため建売住宅の販売には最適であるためとのことであります。建物としましては木造・2階建て・専用住宅・建築面積100㎡が1棟であります。排水は西側公共下水道に接続する計画であります。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はありません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。以上でございます。

会長

説明が終わりました。小委員会の報告をお願いいたします。

第2

審議の結果、8号議案許可相当、10号議案許可相当、11号議案許可相当、12

小委員長 号議案許可相当、13号議案許可相当、14号議案許可相当、15号議案許可相当、16号議案は排水の放流先の確認をすることになりました。17号議案許可相当となりましたので報告いたします。

会長 それではまず、8号議案及び10号議案から14号議案の区画整理事業内です。★委員いかがですか。

★★委員 区画整理事業内で用途地域内の3種農地ですので、許可相当でお願いいたします。

会長 8号議案及び10号議案から14号議案なのですが、小委員会の報告どおり許可相当ということよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは8号議案及び10号議案から14号議案については、許可相当ということで決定いたします。次は、16号議案です。現地調査しています。★★委員いかがですか。

★★委員 周辺に建物も建っているので排水が良ければ許可相当で良いと思います。

会長 16号議案ですが、許可相当ということよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは16号議案については、許可相当ということで決定いたします。次は、17号議案です。★★委員いかがですか。

★★委員 区画整理事業地内ですので、許可相当でお願いいたします。

会長 17号議案ですが、小委員会の報告どおり許可相当ということよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは17号議案については、許可相当ということで決定いたします。次は、18号議案の8月保留議案です。事務局から先月からこれまでの経過の報告をお願いいたします。

事務局 続きまして平成28年度8月総会分保留案件につきまして説明します。それでは8月の3号議案でございます。申請地は鷺巣字沼下地先、田んぼ3250㎡でございまして前回からの変更点はございません。8月総会では申請地に雑草が繁茂していたため草刈を行ってもらうため保留とのことでしたが、9月21日に事務局で現地の確認をおこなったところ草刈が終わったことを確認できました。

会長 8月の3号議案です。★★委員いかがですか。

★★委員 耕作してくれれば許可で良いと思います。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 申請者は譲渡人と親戚関係になるようですので許可で良いと思います。

会長 8月の3号議案ですが、他に意見はございますか。(意見なしの声) それでは8月の3号議案については、許可ということで決定いたします。次は、19号議案です。議事参与の制限がありますので★★は退席させていただきます。(★★退席)

職務代理 それでは19号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項による利用権設定についての事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第19号の利用権設定について説明いたします。

まず本日お配りいたしました利用権設定調書からご説明いたします。これは新規分と更新分に分かれておりまして、それぞれ利用権設定期間が短い順に記載しています。

それではまず始めに新規分です。NO. 1につきましては、借受者が大網白里市の★さん、貸付者は腰当の★★さんで利用権設定する土地は桂字砂田前地先、田、計3,304㎡で賃貸借権の設定で期間は5年でございます。

以下同様にNO. 2が利用権設定期間5年、NO. 3からNO. 5が利用権設定期間6年、NO. 6からNO. 8までが利用権設定期間10年となっております。

続きまして更新分でございます。更新分とは今回利用権設定期間が終了し、継続して利用権を設定しようとするものでございますが、新規分と同じく利用権設定期間が短い順に記載しています。NO. 1が利用権設定期間5年、NO. 2が利用権設定期間6年、NO. 3からNO. 4が利用権設定期間10年となっております。

利用権設定調書についての説明は以上になりますが、最初のページに利用集積計画書新規分と再設定分を期間毎に利用権設定面積をまとめた総括表がございますので、ご覧ください。総合計を申し上げますと、新規分の利用権設定面積は29,284.60㎡、再設定（更新分）の利用権設定面積は16,631.00㎡となっております。

以上の農用地利用計画は農業経営、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。なお、この案件につきましては、農業委員会承認後、市農政課で公告・縦覧し契約が成立いたします。以上でございます。

職務代理

この件についてご質問やご意見ございますか。（意見なしの声）それでは19号議案については承認ということよろしいでしょうか。（異議なしの声）19号議案については、承認ということに決定いたしました。（★★入室）

会長

以上で議案関係は終わりました。次に報告に入ります。

次の事案を報告

- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- ・軽微な農地改良の届出について
- ・その他

以上で本日の総会を終了します。御苦労さまでした。

以上のとおり、茂原市農業委員会第9回総会の議事の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、次のとおり署名捺印する。

平成28年10月24日

茂原市農業委員会 会長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 農業委員 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 農業委員 \_\_\_\_\_ 印